

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

20問 2時間

A－1 次の記述は、固定局の予備免許等について述べたものである。電波法（第8条及び第9条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の免許の申請について、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(5)までに掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
- (1) 工事落成の期限 (2) 電波の型式及び周波数 (3) 識別信号 (4) 空中線電力 (5) A
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の(1)の工事落成の期限を延長することができる。
- ③ ①の予備免許を受けた者は、 B を変更しようとするときは、あらかじめ、 C 。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ④ ③の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条第1項第1号の D に合致するものでなければならない。
- ⑤ ①の予備免許を受けた者は、無線局の目的（注）、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所の変更をしようとするときは、あらかじめ、 C 。

注 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

A	B	C	D
1 運用許容時間	工事設計	総務大臣に届け出なければならない	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
2 免許の有効期間	工事設計	総務大臣に届け出なければならない	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
3 運用許容時間	工事設計	総務大臣の許可を受けなければならない	電波法第3章（無線設備）に定める技術基準
4 免許の有効期間	無線設備	総務大臣の許可を受けなければならない	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
5 運用許容時間	無線設備	総務大臣に届け出なければならない	電波法第3章（無線設備）に定める技術基準

A－2 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第56条から第59条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、他の無線局又は電波天文業務（注1）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。
- 注1 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。
- 2 実験等無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 3 無線局は、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- (1) 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
- (2) 実験等無線局を運用するとき。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（注2）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 注2 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

A－3 次の記述は、特定無線局の免許の特例について述べたものである。電波法（第27条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる無線局であって、 A もの（以下「特定無線局」という。）を B 開設しようとする者は、その特定無線局が目的、通信の相手方、 C 並びに無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくするものである限りにおいて、電波法第27条の3（特定無線局の免許の申請）から同法第27条の11（特定無線局及び包括免許人に関する適用除外等）までに規定するところにより、これらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。

- (1) 移動する無線局であって、通信の相手方である無線局からの電波を受けることによって自動的に選択される周波数の電波のみを発射するもののうち、総務省令で定める無線局
- (2) 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であって、移動する無線局を通信の相手方とするもののうち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定める無線局

A	B	C
1 適合表示無線設備のみを使用する	2 以上	電波の型式及び周波数
2 適合表示無線設備のみを使用する	10 以上	電波の型式、周波数及び空中線電力
3 特定機器に係る適合性の評価を同じくする	2 以上	電波の型式、周波数及び空中線電力
4 特定機器に係る適合性の評価を同じくする	10 以上	電波の型式及び周波数

A－4 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 送信設備に使用する電波の A 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて B を与えるものであってはならない。
- ③ ②の副次的に発する電波が B を与えない限度は、受信空中線と C の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が D 以下でなければならない。
- ④ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）の規定において、③にかかわらず別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。

A	B	C	D
1 周波数の偏差、幅及び安定度、高調波の強度等	電気通信業務の用に供する無線設備の機能に支障	電氣的常数	4ナノワット
2 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等	電気通信業務の用に供する無線設備の機能に支障	電氣的常数	40ナノワット
3 周波数の偏差、幅及び安定度、高調波の強度等	他の無線設備の機能に支障	利得及び能率	40ナノワット
4 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等	他の無線設備の機能に支障	電氣的常数	4ナノワット
5 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等	電気通信業務の用に供する無線設備の機能に支障	利得及び能率	40ナノワット

A－5 周波数測定装置の備付けに関する次の記述のうち、電波法（第31条及び第37条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線電力10ワット以下の送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
- 2 26.175MHzを超える周波数の電波を利用する送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置を備え付けなければならない。
- 3 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない（注）。
注 総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合を除く。
- 4 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の2分の1以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。

A－6 次の記述は、人工衛星局の無線設備の条件等について述べたものである。電波法（第36条の2）及び電波法施行規則（第32条の4及び第32条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに A ことのできるものでなければならない。
- ② 対地静止衛星(注)に開設する人工衛星局（実験試験局を除く。）であって、固定地点の地球局相互間の無線通信の中継を行うものは、公称されている位置から B にその位置を維持することができるものでなければならない。
注 地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。
- ③ 人工衛星局は、その無線設備の C ことのできるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。
- ④ ③のただし書の総務省令で定める人工衛星局は、対地静止衛星に開設する D とする。

	A	B	C	D
1	停止する	経度の（±）0.5度以内	周波数及び空中線電力を遠隔操作により変更する	人工衛星局（実験試験局に限る。）
2	低減させる	経度の（±）0.1度以内	設置場所を遠隔操作により変更する	人工衛星局（実験試験局に限る。）
3	低減させる	経度の（±）0.1度以内	周波数及び空中線電力を遠隔操作により変更する	人工衛星局以外の人工衛星局
4	停止する	経度の（±）0.1度以内	設置場所を遠隔操作により変更する	人工衛星局以外の人工衛星局
5	低減させる	経度の（±）0.5度以内	設置場所を遠隔操作により変更する	人工衛星局（実験試験局に限る。）

A－7 空中線電力等の定義を述べた次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「等価等方輻射電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じたものをいう。
- 2 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゅうぶん長い時間（通常、平均の電力が最大である約10分の1秒間）にわたって平均されたものをいう。
- 3 「搬送波電力」とは、通常の動作状態における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される最大の電力をいう。ただし、この定義は、パルス変調の発射には適用しない。
- 4 「尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。

A－8 次の記述は、無線設備の保護装置について述べたものである。無線設備規則（第8条及び第9条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 真空管に使用する水冷装置には、冷却水の異常に対する警報装置又は電源回路の A を装置しなければならない。
- ② B の真空管に使用する強制空冷装置には、送風の異常に対する警報装置又は電源回路の A を装置しなければならない。
- ③ 無線設備の電源回路には、 C 又は A を装置しなければならない。ただし、 D 以下のものについては、この限りでない。

	A	B	C	D
1	送風装置	陽極損失1キロワット以上	ヒューズ	負荷電力10ワット
2	送風装置	陽極損失5キロワット以上	ヒューズ	空中線電力5ワット
3	自動しゃ断器	陽極損失5キロワット以上	電圧安定装置	空中線電力5ワット
4	自動しゃ断器	陽極損失1キロワット以上	ヒューズ	負荷電力10ワット
5	送風装置	陽極損失1キロワット以上	電圧安定装置	空中線電力5ワット

A－9 次の記述は、送信装置の変調について述べたものである。無線設備規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信装置は、 A によって搬送波を変調する場合には、 B において（±）100パーセントを超えない範囲に維持されるものでなければならない。
- ② アマチュア局の送信装置は、通信に C を与える機能を有してはならない。

	A	B	C
1	音声その他の周波数	変調波の ^{せん} 尖頭値	秘匿性
2	音声その他の周波数	信号波の平均値	秘密
3	音声信号	信号波の平均値	秘匿性
4	音声信号	変調波の ^{せん} 尖頭値	秘密

A－10 総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更の命令に関する次の記述のうち、電波法（第71条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の電波の型式、周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は無線局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、混信の除去の必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の識別信号、電波の型式、周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は無線局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、混信の除去の必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の電波の型式、周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

A－11 次の記述は、主任無線従事者の職務について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第39条（無線設備の操作）第4項の規定により A 主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- ② ①の総務省令で定める職務は、次の(1)から(5)までのとおりとする。
- (1) 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- (2) 無線設備の B を行い、又はその監督を行うこと。
- (3) C を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。
- (4) 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人等に対して D こと。
- (5) その他無線局の無線設備の操作の監督に関し必要と認められる事項

	A	B	C	D
1	その選任について総務大臣の許可を受けた	変更の工事	無線業務日誌 その他の書類	報告する
2	その選任の届出がされた	機器の点検若しくは保守	無線業務日誌 その他の書類	意見を述べる
3	その選任について総務大臣の許可を受けた	機器の点検若しくは保守	無線業務日誌	意見を述べる
4	その選任の届出がされた	機器の点検若しくは保守	無線業務日誌	報告する
5	その選任について総務大臣の許可を受けた	変更の工事	無線業務日誌	意見を述べる

A－12 総務大臣から無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人が、当該無線設備を運用するための手続きに関する次の記述のうち、電波法（第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、無線設備の変更の工事を実施した旨を無線業務日誌に記載し、その後最初に行われる電波法第73条第1項の検査（定期検査）において、その工事の結果について総務大臣の確認を受けなければならない。
- 2 免許人は、総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、無線設備の変更の工事の結果が電波法第17条第1項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 3 免許人は、登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）の点検を受け、総務大臣にその結果を提出した後、無線設備の変更の工事の結果が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。

注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
注2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

- 4 免許人は、無線設備の変更の工事を行った後、遅滞なく、その工事が終了した旨を総務大臣に届け出た後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。

A－13 超短波放送を行う地上基幹放送局の送信空中線に関する次の記述のうち、無線設備規則（第35条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その発射する電波が右旋円偏波となるものでなければならない。
- 2 その発射する電波の偏波面が垂直となるものでなければならない。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 その発射する電波が円偏波となるものでなければならない。
- 4 その発射する電波の偏波面が水平となるものでなければならない。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、この限りでない。

A－14 次の記述は、地上基幹放送局の呼出符号等の放送について述べたものである。無線局運用規則（第138条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 地上基幹放送局は、放送の開始及び終了に際しては、自局の呼出符号又は呼出名称（国際放送を行う地上基幹放送局にあつては、 A を、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて）を放送しなければならない。ただし、これを放送することが困難であるか又は不合理である地上基幹放送局であつて、別に告示するものについては、この限りでない。
- ② 地上基幹放送局は、放送している時間中は、 B 自局の呼出符号又は呼出名称（国際放送を行う地上基幹放送局にあつては、 A を、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて）を放送しなければならない。ただし、 C は、この限りでない。
- ③ ②の場合において地上基幹放送局は、国際放送を行う場合を除くほか、自局であることを容易に識別することができる方法をもって自局の呼出符号又は呼出名称に代えることができる。

	A	B	C
1	周波数及び空中線電力	毎時1回以上	①のただし書の地上基幹放送局の場合
2	周波数及び空中線電力	毎日1回以上	①のただし書の地上基幹放送局の場合又は放送の効果を妨げるおそれがある場合
3	周波数及び送信方向	毎時1回以上	①のただし書の地上基幹放送局の場合又は放送の効果を妨げるおそれがある場合
4	周波数及び送信方向	毎日1回以上	①のただし書の地上基幹放送局の場合

A－15 次の記述は、宇宙無線通信の業務の無線局の運用について述べたものである。無線局運用規則（第262条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 対地静止衛星(注)に開設する人工衛星局以外の人工衛星局及び当該人工衛星局と通信を行う地球局は、その発射する電波が対地静止衛星に開設する人工衛星局と A との間で行う無線通信又は対地静止衛星に開設する衛星基幹放送局の放送の受信に混信を与えるときは、当該混信を除去するために必要な措置を執らなければならない。
- 注 地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。
- ② 対地静止衛星に開設する人工衛星局と対地静止衛星の軌道と異なる軌道の他の人工衛星局との間で行われる無線通信であつて、当該他の人工衛星局と地球の地表面との B が対地静止衛星に開設する人工衛星局と地球の地表面との B を超える場合にあつては、対地静止衛星に開設する人工衛星局の送信空中線の最大輻射^{はんぷつ}の方向と当該人工衛星局と対地静止衛星の軌道上の任意の点とを結ぶ直線との間でなす角度が C 以下とならないよう運用しなければならない。

	A	B	C
1	地球局（移動する地球局を含む。）	最短距離	10度
2	地球局（移動する地球局を含む。）	最長距離	15度
3	固定地点の地球局	最短距離	15度
4	固定地点の地球局	最長距離	10度

B－1 次の記述は、固定局の免許の有効期間及び再免許について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条及び第8条）及び無線局免許手続規則（第18条及び第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して ア において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 固定局の免許の有効期間は、 イ とする。
- ③ ②の免許の有効期間は、同一の種別に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期に免許をした無線局に適用があるものとし、免許をする時期がこれと異なる無線局の免許の有効期間は、②にかかわらず、当該一定の時期に免許を受けた当該種別の無線局に係る免許の有効期間の満了の日までの期間とする。
- ④ ②の無線局の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 ウ を超えない期間において行わなければならない。(注)

注 無線局免許手続規則第18条（申請の期間）第1項ただし書及び第3項において別に定めるものを除く。

- ⑤ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、電波法第7条（申請の審査）の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(4)までに掲げる事項を指定して、無線局の エ を与える。

(1) 電波の型式及び周波数 (2) 識別信号 (3) 空中線電力 (4) オ

- | | | | |
|-----------------|------------------|---------|-----------|
| 1 5年を超えない範囲内 | 2 10年を超えない範囲内 | 3 5年 | 4 10年 |
| 5 1箇月以上6箇月 | 6 3箇月以上6箇月 | 7 免許 | 8 予備免許 |
| 9 免許の有効期間 | 10 運用許容時間 | | |

B－2 次の記述は、伝搬障害防止区域の指定について述べたものである。電波法（第102条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、890メガヘルツ以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で次の(1)から(6)までのいずれかに該当するもの（以下「重要無線通信」という。）の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を防止して、重要無線通信の確保を図るため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該電波伝搬路の地上投影面に沿い、その中心線と認められる線の両側それぞれ ア 以内の区域を伝搬障害防止区域として イ 。

- (1) 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信
- (2) 放送の業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信
- (3) ウ の用に供する無線設備による無線通信
- (4) 気象業務の用に供する無線設備による無線通信
- (5) エ 事業に係る エ の供給の業務の用に供する無線設備による無線通信
- (6) 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備による無線通信

- ② ①による伝搬障害防止区域の指定は、政令で定めるところにより告示をもって行わなければならない。
- ③ 総務大臣は、政令で定めるところにより、②の告示に係る伝搬障害防止区域を表示した図面を オ の事務所に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。
- ④ 総務大臣は、②の告示に係る伝搬障害防止区域について、①による指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

- | | | | |
|--------------------|-------------------------|--------------------|-------------------|
| 1 100メートル | 2 50メートル | 3 指定することができる | 4 指定するものとする |
| 5 船舶又は航空機の安全な運航 | 6 人命若しくは財産の保護又は治安の維持 | | |
| 7 ガス | 8 電気 | 9 総務省及び関係地方公共団体 | 10 総務大臣の指定する団体 |

B－3 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第47条、第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。なお、総合通信局長は、沖縄総合通信事務局長を含むものとする。

- ア 無線従事者は、氏名に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に免許証、写真1枚及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
- イ 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
- ウ 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、その発見した日から10日以内に再交付を受けた免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。
- エ 総務大臣又は総合通信局長は、無線従事者の免許を与えたときは、免許証を交付するものとし、無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を総務大臣又は総合通信局長の要求に応じて直ちに提示することができる場所に保管しておかなければならない。
- オ 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

B－4 次の記述は、無線局（登録局を除く。）における免許状記載事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、 **ア**、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 - (1) 免許状に記載された **イ** であること。
 - (2) 通信を行うため **ウ** であること。
- ③ **エ** に違反して無線局を運用した者は、1年以下の拘禁刑又は **オ** に処する。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1 無線設備の設置場所 | 2 無線設備 |
| 3 ものの範囲内 | 4 ところのもの |
| 5 必要かつ十分なもの | 6 必要最小のもの |
| 7 ①又は② | 8 ①又は②（(2)を除く。） |
| 9 50万円以下の罰金 | 10 100万円以下の罰金 |

B－5 無線局の免許（包括免許を除く。）がその効力を失ったときに、免許人であった者が執るべき措置に関する次の記述のうち、電波法（第24条及び第78条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに該当するものを**1**、該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア 1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- イ 遅滞なく無線従事者の解任届を提出しなければならない。
- ウ 直ちにその無線設備を撤去しなければならない。
- エ 速やかに無線局免許申請書の添付書類の写しを総務大臣に返納しなければならない。
- オ 遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。